



- ③ 貯液日数の記録は適正に行い、使用時の検査を確実にを行う
- ④ 冷却装置は定期的にメンテナンスを実施し、チルド水の温度にバラツキがないようにする
- ⑤ 冷却装置が故障した場合の対応はマニュアルに規定しておく
- ⑥ 冷却装置は異常時に警報が出るようにする
- ⑦ タンク内およびサンプリングコックの洗浄は、作業方法をマニュアルに規定し、適切に行う
- ⑧ タンクの攪拌羽根に液面が達した場合は、エア巻き込みにより脂肪の酸化が促進されるため、攪拌制御を行うこと

### 1.2.2 包装資材の保管

このケースは、包装資材納入時には問題が認められなかったが、納入後の保管時に雰囲気臭の異臭が移行した事例である。また、包装資材は、包材メーカーにおける印刷時のインクの溶剤が乾燥不十分であった場合に溶剤臭が残留するほか、包装資材自身の樹脂臭が残留している場合がまれにある。これらの異臭は、受入検査で確認し、異臭が認められた包装資材は保管区画に持ち込まないことが必要である。しかし包装資材は、異物混入や雰囲気臭の臭気から保護するため比較的気密性を保つよう梱包されている場合が多い。このため、受入検査で異臭が認められなかった包装資材でも、保管中や使用前の段ボール開封時に異臭に気がつくこともある。異臭が認められた包装資材は、速やかに移動させるとともに、周囲の包装資材に影響が及んでいないか確認することが重要である。

包装資材の保管時においては、以下のような異臭事例が発生している。

#### ●事例1：保管中の着香

保管区画の床を塗装したため、塗料の溶剤臭が包装資材に移行した。

#### ●事例2：保管中の着香

包装資材の保管に木製パレットを使用したため、パレットの防腐処理に使用した防腐剤(TCP:トリクロロフェノール)が微生物の影響で臭気物質(TCA:トリクロロアニソール)に変化し、包装資材に移行した。

#### ●事例3：保管中の異臭の漏洩

印刷のインク臭が十分除去されていない包装資材を受け入れたため、保管中にインク臭が漏洩した。

包装資材の保管における管理ポイントは以下のとおりである。

- ① パレット単位等管理しやすい単位で保管場所を明確にする
- ② 保管区画内は定期的に清掃し、清潔に保つ
- ③ 使用にあたっては、先入れ先出し管理をする
- ④ 保管区画で塗装作業を行う場合は、塗料の溶剤臭が移行しないように養生する。塗料が完全に乾燥するまでは、包装資材を別の保管区画に移動することが望ましい。乾燥後は臭気が室内に残存していないことを確認してから運用を再開する
- ⑤ パレット保管する場合は樹脂製パレットを使用する。やむを得ず木製パレットを使用する場合は、アルミ箔を包装資材とパレットの間に挿入し、臭気の移行を防止する
- ⑥ 保管区画に異臭が生じた場合の対応はマニュアルに規定しておく
- ⑦ 包装資材に異臭が生じた場合は、他に影響が及ばないよう隔離する
- ⑧ 包装資材は開封時に臭気を確認する

### 1.2.3 化学物質の保管

工場で使用する化学物質には、設備洗浄用の洗剤、殺菌剤、潤滑剤、塗料、検査用の試薬等があり、工場ごとの検査項目で異なっているため非常に多様である。これらの化学物質は、異味・異臭の原因物質になり得るだけでなく、健康危害を生じる場合があるため、在庫管理とともに使用履歴を管理すべきである。在庫管理については、専用の保管区画に施錠をして保管し、アクセス可能な者を制限すること、在庫の収支を専